

農地法等が改正されます

12月施行

所有から利用中心の農地制度へ

厳しくなった転用規制

学校や病院等の公共施設しせつの転用も事前協議制となり、農業振興地域農用地区域からの除外が厳格化されました。

また違反転用いはんに対する罰則ばつそくが強化されるとともに、農業委員会の指導権限が強化されました。

遊休農地対策を強化

農業委員会は毎年遊休農地調査を行うこととなり、それに基づいて、遊休農地を解消するための対策や、農地を貸し出すよう指導することになりました。

また相続により許可なく農地の権利を取得した者は、農業委員会



今回の農地法の改正は農地を貸しやすく借りやすくするもので、会社・NPO法人等が農地を利用できるようになります。

また農業生産法人の出資規制が緩和かんわされました。

貸借規制が緩和される一方、転用規制が強化され、遊休農地対策も盛り込まれました。

に届けることが義務付けられました。これは、相続により不在村の土地所有者が増加する傾向けいこうにあり、遊休農地対策としても、利用権設定のあつせんを行うなどの対策が求められるためです。

農地の貸借規制が緩和される反面、農地として利用しない売買や貸借について、厳格に審査されることになりました。

他人に農地を貸しつけながら、別の農地を買ったり、借りたりすることも、厳密に審査され、許可されない場合があります。

また企業等の貸借については、農地を適正に利用しない場合には解約することや、契約けいやくに盛り込んだり、適正に利用されない場合には、農業委員会が許可を取り消すことができることになっています。



毎年10月に行っている遊休農地調査

農地に農機具庫を建てたりする場合も必ず農業委員会に事前にご相談ください。面積によって届出や転用許可が必要です。